

公立八鹿病院組合あり方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 公立八鹿病院組合（以下「組合」という。）は、全国の公立病院と同様に厳しい経営環境にある中、今後のあり方の方向性等について検討し、組織経営等に関する専門的見地から助言を得ることを目的として、公立八鹿病院組合あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）組合が設置する病院（公立八鹿病院、公立村岡病院）、介護老人保健施設、訪問看護ステーション及び居宅介護事業所各施設の機能等、今後のあり方についての検討及び助言に関すること。
- （2）費用削減及び収入確保による経営改善方策並びに財政支援のあり方についての検討及び助言に関すること。
- （4）但馬圏域における連携や役割分担のあり方並びにこれら体制が圏域に与える影響の評価及び助言に関すること。
- （5）その他あり方検討に必要な組合組織等に関する検討及び助言に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及びオブザーバーで組織する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（謝金）

第 6 条 委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

2 前条第 3 項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第 7 条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 43 年 9 月 17 日組合条例第 10 号）の規定により算出した額に相当する額とする。

3 第 5 条第 3 項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、旅費の額は委員と同様の取扱いとする。

(事務局)

第 8 条 委員会の事務局は、組合統括事務局に置く。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、管理者が招集する。

公立八鹿病院組合あり方検討委員会委員名簿

1 委員（敬称略・順不同）

役 職	氏 名
国立大学法人東京科学大学 東京科学大学病院 総合診療科 教授	石田 岳史
公立大学法人兵庫県立大学 大学院社会科学研究科 教授	木下 隆志
社会福祉法人恩賜財団済生会 兵庫県済生会 参与	佐藤 二郎
Meister 株式会社 代表取締役	熊田 圭佑
養父市医師会 会長	正垣 一博
美方郡医師会 会長	廣本 光司

2 オブザーバー（敬称略・順不同）

役 職	氏 名
兵庫県 保健医療部 次長	吉川 昭裕
養父市 副市長	井上 剛
香美町 副町長	穴田 康成